

消地協第26号  
平成25年2月27日

各都道府県知事 殿  
各市区町村長 殿

消費者庁長官 阿南 久  
(公 印 省 略)

消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）

平素より、消費者行政の推進に多大な御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、消費生活の現場である地域において、消費者の安全・安心を守っているのは、消費生活相談や啓発等を担っている消費生活相談員であることは申し上げるまでもありません。

消費生活相談員には、関係する法令や制度を含めた、複雑化、高度化する消費者問題に関する専門的な知識だけでなく、聴き取り、助言、説得、事業者との交渉などの実務経験の積み重ねがあって初めて習得できる技能も求められます。

消費者庁においては、平成24年度補正予算において、「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」という。）の上積みのため60.2億円を措置するとともに、事業の実施期限を平成25年度末まで延長しました。これにより、地方公共団体における消費生活相談員の確保・処遇改善を始めとする消費生活相談体制の維持・充実を下支えしてまいります。

さらに、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」（平成25年2月27日付け消地協第25号。以下「一般準則」という。）を定めました。一般準則では、消費生活相談体制整備事業（消費生活相談員の配置・処遇改善）、消費生活相談員養成事業、消費生活相談員等レベルアップ事業（研修への派遣等）について、いわゆる「雇止め」を行っている地方公共団体の場合は、基金等の活用期間を原則である7年（又は9年）から、2年短縮することとしました。

昨年発出した「消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）」（平成24年8月28日付け消地協第107号）では、①実態として非常勤職員の行う業務の中

にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、について総務省と認識を共有していることを明らかにしています。

各地方公共団体におかれては、基金を活用いただきつつ、一般準則の趣旨も踏まえ、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用をしていただきますよう、重ねてお願いいたします。

あわせて、指定管理者制度等により地方公共団体が消費生活相談員を直接任用していない場合についても、直接任用している場合と同様、消費生活相談員がその果たしている役割に見合う処遇を受けられるよう引き続き、配慮をお願いいたします。

消費者庁においても、地方消費者行政の維持・強化を支援するため、平成 26 年度以降の安定した財源確保に向けて最大限の努力をしてまいります。今後とも、地方公共団体との連携・協力をさらに深めながら、地域の取組を支援してまいりたいと存じますので、御支援・御協力のほど、お願いいたします。